

【新型コロナウイルス】 4月24日以降の西オーストラリア（WA）州パース及びピール地域（ホットスポット）からクイーンズランド（QLD）州への渡航者に対する、2週間の隔離措置要請

2021年4月25日
在ブリスベン総領事館

● 4月23日（金）、QLD州保健省は、パース及びピール地域のCOVID感染確認に伴うWA州による3日間のこれら2つの地域における外出禁止（ロックダウン）措置を受け、4月17日（土）午前1時の時点でこれら2つの地域を感染多発地域（ホットスポット）に指定し、同日時以降にこれら二地域に滞在していた者に対し、以下に従うことを求める旨のステートメントを発表しました。

- 1 24日（土）深夜（午前0時）以降、QLD州住民は入州可能だが、州住民以外の者が入州しようとする場合には例外措置の許可を得る必要がある。
- 2 上記1のいずれの場合も、最大2週間の州政府指定宿泊施設での隔離が求められる。
- 3 4月17日（土）以降にパース又はピール地域に滞在していた者のうち、23日（金）午後11時59分以前にQLDへ入州している場合、この週末休み中に可能な限り早急にCOVID検査を受け、陰性が判明するまで自宅又は宿泊施設に留まることが求められる。
- 4 上記3により陰性が判明した者についても、以下の必須の理由による場合を除き、27日（火）午前2時までは自宅又は宿泊施設に留まることが求められる。
 - (1) 食料、日用品、医療又は必要物資等必需品入手のため
 - (2) 医療又はヘルスケアのため
 - (3) 屋外での運動
 - (4) 訪問先施設の許可がある場合の、終末期の訪問
 - (5) 安全上の理由
- 5 自宅又は宿泊施設から外出する際には、常時マスクを着用しなければならない（12歳以下の子供及び健康上の理由により着用できない者を除く）。

WA州のロックダウンを踏まえた州保健省ステートメントについては、以下をご覧ください（英文のみ）。

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/statement-from-queensland-health-regarding-wa-lockdown>

QLD州の州境規制については、以下の州保健省HPをご覧ください（英文のみ）。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid->

[19/current-status/public-health-directions/border-restrictions](https://www.qld.gov.au/health/conditions/public-health-directions/border-restrictions)

QLD 州指定感染多発地域（ホットスポット）については、以下の州保健省 HP をご覧ください（英文のみ）。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html